

平成二十四年 藤崎町議会 決算特別委員会会議録（第二号）

平成二十四年九月十三日（木曜日）

出席委員（十四名）

委員長	小野	稔		
副委員長	前田	信一		
委員	奈良	完治	清水	孝夫
	鶴賀	谷貴	奈良岡	文英
	藤林	公正	吉村	忠男
	相馬	勝治	工藤	健一
	佐々木	政美	横山	哲英
	浅利	直志	野呂	日出男

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	平田	博幸
総務課長選管事務局長併任	五十嵐	晋

企 画 財 政 課 長
税 務 課 長
住 民 課 長
福 祉 課 長
建 設 課 長
農政課長農委事務局長併任
会計管理者会計課長兼務
上 下 水 道 課 長
常 盤 出 張 所 所 長
監 査 委 員
選 管 委 員 長
教 育 委 員 長
教 育 長
学 務 課 長
生 涯 学 習 課 長
学校給食センター所長
農 業 委 員 会 会 長

能登谷 英 彦
天 内 司
三 浦 郁 雄
齋 藤 美津昭
対 馬 猛 清
三 上 正 裕
根 岸 鉄 二
幸 田 信 雄
對 馬 一 孝
神 忠 勝
三 浦 秀 男
鈴 木 政 治
武 田 登
加 福 哲 三
小 杉 利 彦
横 山 精 逸
工 藤 勲

事務局職員出席者

事 務 局 長
補 佐

佐々木 克 治
三 浦 孝 司

審 査 日 程

議案第六十一号 平成二十三年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件

議案第六十二号 平成二十三年度藤崎町農業集落排水事業会計決算の認定を求めるの件

議案第六十三号 平成二十三年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第二日 平成二十四年九月十三日

開 議 午前十時

○委員長（小野 稔君）

おはようございます。

一分前ですけれども、始めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

ただいまの出席委員数は十四名です。定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

審査日程に従い、本日は議案第六十一号平成二十三年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件のほか二件を審査する予定であります。

各事業会計について、収入支出を一括審査いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第六十一号平成二十三年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

決算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

おはようございます。

それでは、議案第六十一号平成二十三年度藤崎町水道事業会計決算の概要についてご説明いたします。

決算書の三百三十二ページをお開きください。

水道事業の給水状況からご説明いたします。

平成二十三年度の給水区域内人口は一万五千九百五十五人、給水人口が一万五千八百六十四人で、普及率は九九・四％となっております。また、年間総配水量は対前年度比三万一千九百五十一立方メートル減の百四十九万一千六百九十三立方メートルとなり、年間総有収水量も対前年度比三万一千六百九十三立方メートル減の百三十五万二千百三立方メートルとなっ

たものであります。その結果、年間総有収水量と年間総配水量との割合を示す有収率も対前年度比〇・二%減の九〇・六%となったものであります。

次に、水道事業の経営収支状況をご説明するに当たり、地方公営企業会計の財務諸表等の決算額は、消費税抜きでの決算額を使用することから、事前に配付しております平成二十三年度藤崎町公営企業決算書説明資料をもってご説明いたします。

水道事業の収益的収入及び支出の予算執行状況からご説明いたします。

配付資料の一ページをお開きください。

まず、収益であります。第一款水道事業収益は三億五千六百八十六万一千五百九十九円となったものであります。第一項営業収益三億五千四百四十二万四千九百九十二円のうち、第一目給水収益は三億五千二百二十五万四百一円で、うち水道料金が三億四千百七十七万四千三十一円であります。第二目その他営業収益三百七十七万四千五百九十一円のうち、手数料は三十九万一千円で、審査検査手数料と給水装置工事指定手数料であります。また、他会計負担金二百七十八万三千五百九十一円は消火栓修繕等負担金であり、一般会計からの繰入金であります。第二項営業外収益二百四十三万六千六百七十七円のうち、第一目受取利息及び配当金は九十一万二千四百四十五円で、そのうち貸付金利息八十万三千四百七十九円は、農業集落排水事業への貸付金残高一億八百七十万円に対する平成二十三年度分の利息であり、他会計補助金三十九万七千円は昭和五十七年から昭和六十一年にかけて津軽広域水道企業団の諸施設建設のため借り入れした企業債の利息分を繰出基準に基づく一般会計から繰り入れしたものであります。第三目雑収入百十二万七千四百六十二円の主なものは、官舎賃貸料、受水施設計量器等保守業務委託料、不納欠損分、消費税還付金等であります。

次に、費用であります。配付資料二ページをお開きください。

第一款水道事業費用は三億二千五百十五万二千四百七十九円となったものであります。第一項営業費用二億九千三百六十一万九千五百九十九円のうち、第一目浄配水費は一億五千二百六十六万八千五百三十八円で、そのうち光熱水費が五百七十七万二千六百二十八円、修繕費が一千五百九十七万九千八百四円で、その主なものは配水管漏水等修繕、消火栓修繕、メーター

取替工事等の修繕費であります。また、委託料二百六十二万一千五百八十円は、水質検査や浄水場保守点検業務等の委託料であります。津軽水道企業団からの受水費は一億二千八百九十一万五千三百七十七円となったものであります。第二目、総係費は四千七百二十二万七千二百五十円となっており、その主なものは、給料、手当、法定福利費の合計額であります。人件費が三千三百四十五万二千九百八十円、配付資料三ページに行きまして、委託料が八百三十一万七千三円で、主なものは水道メーター検針業務、上水道台帳作成業務及び電算機器保守業務であります。手数料は九十三万二千八十七円で、その主なものは料金口座振替とコンビニ収納サービスであります。第三目減価償却費は建物等の有形固定資産減価償却費が九千三百七十二万三千八百十一円となったものであります。次に、第二項営業外費用であります。これは財政融資資金等の企業債の利息であり、二千六百七十八万五千九百四十二円となったものであります。第三項特別損失四百七十四万六千九百三十八円ありますが、死亡、住所不明及び破産で徴収不納となった過年度分の水道料金を不納欠損として処分し、簿外管理とした額であります。

決算書の三百二十四ページをお開きください。

平成二十三年度藤崎町水道事業損益計算書についてご説明いたします。

ただいまご説明した収益的収支に基づき、最終的に発生した利益、あるいは損失を明らかにし、利益、あるいは損失が生み出された経緯を把握するために作成されるものが損益計算書であり、いわば平成二十三年度の水道事業の経営の成績表であります。これは地方公営企業法第三十条第七項により作成が義務づけられている財務諸表の一つであります。

それでは、営業損益からご説明いたします。

本業の営業収益から営業費用を差し引いた営業利益が、六千八十万五千三百九十三円で、その営業利益に営業外収益を加え、さらに営業外費用を差し引いた額が経常損益であり、水道事業では三千六百四十五万六千五十八円の経常利益を計上したものであります。ただし、先ほどご説明しましたように、特別損失といたしまして、平成二十三年度は四百七十四万六千九百三十一円の過年度修正損、つまり不納欠損額を計上しておりますので、平成二十三年度の純利益は三千百七十万九千百

二十円となったものであり、よって、当年度未処分利益剰余金は三千百七十万九千二百二十円となったものであります。

次に、決算書三百二十六ページをお開きください。

下側の平成二十三年度藤崎町水道事業剰余金処分計算書についてご説明いたします。

平成二十三年度藤崎町水道事業剰余金処分計算書の右側の欄、未処分利益剰余金をごらんください。ただいまご説明しました当年度未処分利益剰余金三千百七十万九千二百二十円を条例第二条による処分量、つまり藤崎町公営企業会計の剰余金の処分等に関する条例第二条により、次年度以降の企業債償還に充当するため、全額減債積立金に積立処分するものであります。その結果、未処分利益剰余金はゼロ円、つまり繰越利益剰余金もゼロ円となるものであります。

次に、資本的収入及び収支の予算執行状況についてご説明いたします。

配付資料の四ページをお開きください。

資本的収入収支の収入であります。第一款資本的収入の決算額は一千百二十八万四千五百円、その内訳としましては、第一項他会計出資金七百四十四万円、これは上水道の広域経営を促進するため、昭和五十七年から昭和六十一年にかけて津軽広域水道企業団の諸施設建設のため、借り入れした企業債の元金償還分を繰出基準に基づき一般会計から繰り入れたものであり、第二項他会計負担金八十二万二千五百円、これは新たな消火栓の設置費を繰入基準に基づき一般会計から繰り入れたものであります。また、第四項長期貸付金三百二万二千円は、農業集落排水事業への貸付金残高一億八百七十万円に対する農業集落排水事業会計からの元金償還分であります。

次に、支出であります。第一款資本的支出は一億三千八百四万九千九百十九円で、その内訳としましては、第一項建設改良費百六十三万七千七百二十七円、これは消火栓新設工事費、水道メーター購入費等であり、第二項企業債償還金は一億三千六百四十一万一千三百九十二円であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額一億二千六百七十六万五千六十九円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、損益勘定留保資金で補填しております。

次に、藤崎町水道事業貸借対照表をご説明いたします。

決算書の三百二十八ページ、三百二十九ページをお開きください。

貸借対照表とは、三月三十一日時点における企業の財産の状況をあらわしたもので、地方公営企業法第三十条第七項で作成が義務づけられているものであります。

貸借対照表のうち三百二十八ページの資産の部は、いわば企業のお金の使い道、つまり資金の使途をあらわしており、有形固定資産と無形固定資産の合計額の固定資産合計が、二十五億五千百四十四万一千百四十円、現金預金、未収金、貯蔵金の合計額であります流動資産合計は一億一千二百八十七万六千二百六十二円であり、資産合計は二十六億六千四百三十一万七千四百二円となったものであります。

貸借対照表のうち、三百二十九ページには、企業のお金の出どころ、つまり資金の源泉をあらわしており、負債の部四未払金であります流動負債合計が一千八百八十二万二百五十五円、資本の部の五（一）自己資本金と（二）借入資本金の合計額であります資本金合計が二十五億四千四百六十二万六千六百六円です。国庫補助金などの（一）資本剰余金と当年度未処分利益剰余金等の利益の蓄積であります利益剰余金との合計額、剰余金合計が一億八十七万六千五百四十一円となったものであります。よって、資本金と剰余金の合計額であります資本合計は、二十六億四千五百四十九万七千四百四十七円となり、借り方の資産合計と貸し方の負債資本合計は二十六億六千四百三十一万七千四百二円で一致するものであります。この貸借対照表の決算数値は、企業の収益性、安全性、効率性を確認し、経営方針決定のための経営分析を行うための材料とするものであります。具体的にその一例を示すため、決算書三百四十四ページをお開きください。

水道事業経営指標一覧表の左側、財務状況の健全性の上から一番目、流動比率をごらんください。

この指標は流動資産を流動負債で割った数値で、企業の短期的な支払能力を簡易に判断する指標であります。藤崎町の平成二十三年度の数値は五九九・八％と、前年度と比較すると若干悪化しておりますが、短期資金的には安全であることを示しており、良好な経営状況であると言えます。もし、仮に一〇〇％以下となった場合は不良債務が発生していることを意味し、経営状況が非常に悪化しており、早急に経営改善のための方策を検討する必要があることを示すこととなります。

最後に企業債残高について若干ご説明いたします。

決算書三百三十四ページをお開きください。

四会計、(二)企業債及び一時借入金の状況(ロ)企業債の現在高の一覧表をごらんください。

先ほど資本的収支でもご説明しましたように、本年度の償還額元金が一億三千六百四十一万一千三百九十二円であったことから、平成二十三年度の企業債未償還残高は十一億九千六百二十五万六千九百九十九円となったものであります。

以上をもちまして、平成二十三年度藤崎町水道事業会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

○委員長(小野 稔君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。鶴賀谷 貴委員。

○鶴賀谷 貴委員

まずですね、質問に入る前から、ちょっと私のほうから感想を一つ。

非常にこれ、ひな形として非常に見やすい資料だと思います。大変、こう把握するにはですね、非常にこの資料としてのひな形は民間の会社のレベル以上なものだと思います。うちのほうの会社もちょっとこれを参考にですね、ちょっと検討したいと思いますので、非常に見やすい資料ですので、まずその点について感謝申し上げます。

では、質問に入ります。

資料のですね、こちらのほうの資料、決算説明資料の三ページのですね、コンビニ収納サービス手数料四十一万六千六百四十円と、このように計上しておりますけれども、具体的に一件当たりの手数料というのはどのぐらいの手数料になっているのか、その点についてお尋ねいたします。

○委員長(小野 稔君)

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

コンビニ収納サービス手数料はですね、一件当たり六十円、これに消費税を掛けまして、一件六十三円となっております。そのほかにですね、別途に青森銀行に一月一千円、これをお支払いしております。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

鶴賀谷 貴君。

○鶴賀谷 貴委員

六十三円と言えば、どうなんですか、そのコンビニの手数料の部分と、要は例えば振り込みのところでは切符が出てきて、金融機関に持って行つての金融機関の手数料とはどっちが安いとか高いとかってあるんじゃないか。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

お答えします。

料金口座振替手数料は一件当たり金融機関でありますと、一件十・五円、それと郵便局は消費税がなくて十円になっております。したがってですね、コンビニ収納は今言ったように一件当たり六十三円、口座振替はおよそ十円ということですので、大体五十円ほどの差がございます。さらにですね、コンビニ収納の場合、納付書も送付しますので、それに送料もかかっております。ということは大体百円ほどかかるということでもあります。以上です。

○委員長（小野 稔君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

コスト的には多少その金融機関よりも高くなりますけれども、払う側とすると、わざわざ金融機関に行かなくても、買い

物のついでだとかという形の中ですね、コンビニ収納で、多分これ統計をとっておけば、あれですけども、年々ふえていることが多分予想されていくと思いますので、納めるほうとすればこっちのほうがいいかなと思っています。

二点目質問いたします。

藤崎町の決算書のページ数で言いますとですね、三百二十四ページでございます。藤崎町の水道事業損益計算書の五番、特別損失のところの今年三千百七十万九千二百二十円の当期未処分剰余金が発生しましたけれども、平成二十二年度は減債積立金のほうに処分している形になっておりますけれども、今年度はこのまま何も処分しないで、引き続き次年度に剰余金を行くその理由をちょっと説明していただきたいと思います。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

先ほどもご説明しましたようにですね、三百二十六ページのほうにですね、藤崎町水道事業剰余金処分計算書、これですね、そこに減債積立金の積み立てとありますので、未処分利益剰余金はそこに全て次年度以降の元金償還金に充当するために一旦積み立てるという手続はとります。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

鶴賀谷 貴委員。

○鶴賀谷 貴委員

それは平成二十二年度の未処分利益の中で、一億二千万円ではないんですか。今年がその分幾ら積み立てているんですか。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

これは未処分利益計算書のですね、書き方の問題でありまして、これは出てきたものをどう処分するかということですので、これは三千百七十万九千二百二十円はですね、二十四年度中にですね、こういうような処分をすると。積み立てるということになります。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

浅利委員。

○浅利直志委員

民間企業よりいいかどうかはちょっと私、わからないんですけれども、いわゆるわかりやすいようにレーダーチャートといますか、円グラフじゃない、レーダー型のですね、チャートにして料金回収率についても、いわゆるいいんだということについてですね、新しい、そういう点については努力と努力を評価したいなと思っております。

それで、この料金、経営の健全性の考え方でいわゆる供給単価に対して給水原価がどうなのかとか、給水原価に対して供給単価がどうなのかという、そういう経営上のあれもあるんですけれども、それじゃなくて、具体的に例えば別冊のですね、決算説明資料でございますでしょう、その三ページでございます。過年度損益修正損ということで四百七十四万円というふうになっておるわけです。死亡、住所不明、破産、四百七十四万円だと。はい、オーライですよ。落としましたよというふうになっているんですけれども、これはもう四年たったら、五年だら五年たったらですね、自動的にそういうふうに行っているのかですね。ここまで四百七十四万円を計上しなきゃならないようなですね、状態になるまでにどんな努力をですね、上下水道部門としてはやったのかですね。その辺はどういうふうになっているんでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

お答えします。

水道料金というのはですね、公法上の債権でありまして、地方自治法じゃなくてですね、民法百七十三条が適用になっております。民法百七十三条というのはですね、二年間行使しないときは消滅すると。ただし時効の援用なるものが必要だと。事項の援用というのはですね、二年たったはんで私はこの債権をお支払いしませんという意思表示であります。ただ、実際にですね、二年たったからといって、こういう死んだ人とか、住所不明の人とか、破産者の人にはですね、私は権利を行使しますという人はいません。したがって、五年たった場合にですね、やはりその貸借対照表も正確なものをつくる必要があることからですね、五年たったらとりあえずはですね、不納欠損として処分してですね、損益決算書からも除くと。ただし、これは債権の放棄なりに持っていきたくありませんので、とりあえずはあと五年間、簿外管理をしてですね、債権管理をしていくということになります。

あと、徴収のほうの努力ということでもありますけれども、これも地方自治法によると、細々と徴収はどうなって……、方法も書いております。給水停止に至るまでのパターンというのはですね、とりあえずは督促状を出します。それと、督促をしてもどうしても払わない家庭は、催告書を出します。催告書を出してもどうしても払わない方はですね、給水停止ということで、一件一件回って徴収して歩くことにしております。

今月もですね、上下水道課ではですね、八人の職員が手分けして催告書を出している家庭を訪問しましてですね、一旦そのお願いにあがると。それでもお願いにあがってもですね、応じていただけない方には仕方なく給水停止という行為もしております。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

浅利委員。

○浅利直志委員

私自身の二年間行使しなければというようなこともあるんですけども、五年間債権管理をしているんだというふうに今

おっしゃいましたよね。それをじゃあ五年間とりあえずじゃあ簿内に出てこないですね、五年間分ってあるわけですね。五年間分のいわゆる債権管理をですね、例えば今年度でいけば四百七十四万円ですね。これを早い話、いわゆる貸借対照表上もいわゆる外しちゃうと。しかし債権そのものは残っているから、未収金として残っているから管理しているんですよというふうな言い方をされたんですけれども、この残っているものもせば集金というか、そういうふうなことをやっているというふうなことなんですか。それはどういう状態なんでしょう。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

とりあえず不納欠損ということで簿外管理しております。ただ、十年たてば免除という項目もありますので、その十年間待とうと。一応二年間たてば、二年間と時効の援用があればですね、本来であれば時効が成立したということで落とせるんですけれども、五年経過後ですね。例えばですね、宝くじに当たったので、迷惑したということでですね、払ってきても受け入れるものがございません。それでですね、簿外管理しておいて、もし払った場合に、その雑入で処理するという手続をとるために、こういうような経理にしております。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

浅利委員。

○浅利直志委員

先ほど八人の職員でいわゆる督促状を出した人に回っているんだと。時間帯もあるでしょうけれども、大変な労力やそういうものを要するんだと思います。それで、何か給水停止もしている人もあるんだと言っているんですけれども、何人給水停止にしているんでしょうか。三月なり、五月なりの時点で。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

先月の八月十六日にですね、給水停止者八名行いました。ただですね、それは話し合いの結果、少しでも払っていただきましてですね、全て開いております。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。待ってください。まだ指名していませんよ。浅利委員。

○浅利直志委員

とめれば払うのかというふうに言っていらっしゃる方もありましたですけれども、いずれにしても、そういう事態を生まないように、いずれにしても滞納というか、たまれば払わいねぐなってるというのがですね、半年、一年分たまればですね、もう払えなくなる。生活を維持するのが困難になるということなので。

それで、私はこの説明資料のですね、三ページについて、三ページのですね委託料、電算機保守業務委託料百四十四万円ほどというふうになっております。皆さんもご承知のように、本庁舎のほうは東芝が一般行政システムから撤退してですね、何億円もまた再投資にお金がかかったということなんですけれども、現状この電算機保守業務委託料を委託しているところはどこなのかお聞きいたします。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

電算機器保守業務委託料百四十四万四千八百三十九円のうち、これは二件ありまして、エイベッツの料金システムと東芝の財務会計システム、この東芝財務会計システム分は七十一万一千六百元であります。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

そうすると、この半分ぐらいが東芝の財務管理といいますか、のシステム料ということなわけですね。ただ、気持ちの上ではですね、我々自治体にですね、直接金を払わないで交付税措置されるとか、県で認めてくれるとか、さまざまあるけれども、回りまわって結局は税金なんですよ。何億円も使わせてですね、下水道関係だけはまだ依然としてやっぱり業務を続けているというのですね、気持ちの上で私は許せないんですけども、ただ、企業会計ですので、その気持ちでなくて、損得勘定といいますか、これをですね、富士通なら富士通でですね、七十万円じゃなくて、五十万円でもやってあげますと。このたびはこっちでやっていますからというようなことも商売上はあり得ることなんだろうと思うんですよ。それで、具体的に乗りかえたとすれば、システムをまた再構築する、あるいはまたデータを移行しなければならない。そういう初期投資もかかると思われるんですけども、その本体のサーバーといいますか、その安全性を確保するという意味でも、全体を富士通に変えるとか、そういうことはですね、検討の対象に、あるいは見積もりをとってみるとか、検討の俎上に上り得るものなんでしょうか。どういうふうを考えて、今後やるつもりでしょうか。システム運営を。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

お答えいたします。

東芝のですね、この財務会計システムは平成十七年の契約で、稼動は平成十八年になっております。そうしますと、かれこれ七年以上も経過しておりますので、非常にハード、ソフトともですね、非常に古くなって、保守業務もままならない状況になっております。それとですね、平成二十六年度から地方公営企業法の会計制度が五十年ぶりに大幅に改定になります。当然ながら東芝のシステムがあってもですね、大幅なその更新事業が必要だということでもありますので、この際、将来的に、

一般会計のほうの財務会計システムはですね、扶桑電通の東芝さんを使っておりますので、富士通のを使っておりますので、将来的なものの互換性等々を考えますとですね、それに一本化していったほうがいいのではないかなと思っております。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

委員長にちょっと、関連のところ、要は災害時の取り組みについてちょっとお聞きしたいんですけれども、取り計らいのほうをお願いしたいんですけれども。

○委員長（小野 稔君）

よろしいです。どうぞ。

○鶴賀谷 貴委員

災害時になれば、一番こう不便を感じるのが電気、水道という形で、これは具体的に水道なんかは生命にかかわる問題ですので、いち早く復旧しなければならない重要な任務を負っていると思うんですよ。その中で、例えば大規模な災害等、地震等があった場合の復旧作業に当たっての町としてのシステムだとか、取り組みだとか、そういうものが現実問題として今あるのか。例えば関連業者さんとの協定書を結んでいるとか、そういうものがあるのかないのかをお聞きいたします。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

大災害時にどう対応するかというご質問でありますけれども、上水道に関して言えばですね、全て維持管理についてはですね、委託しております。電気とか、ポンプもですね、要するにそれが大災害が起こった時点でですね、全て委託業者のほ

うで対応するというふうになっておりまして、当課のほうでは別段、協定とかは結んでおりません。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。奈良委員。

○奈良完治委員

私のほうからは、資料の説明資料の二ページ目、修繕費について伺いたいんですけれども、配水管の漏水修繕となっていますけれども、当町はたしかもうほとんど更新のほうは終わっているはずなんですけれども、それでも配水管が漏水しているということですので、その内容をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

老朽管更新事業はですね、全て終わっているんですけれども、やはりその地震等が起こった場合ですね、若干の漏水が見られると。七百三十六万二千八百二円のうちですね、昨年度大きかったところは県道五林平藤崎線の九十六万円、町道久井名館線四十六万円、福館地区が四十八万円等々、そのほか多々見られるわけなんですけれども、やはり完璧だということはありませんので、やはりこのくらいの額ですね、修繕等については発生いたします。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

奈良委員。

○奈良完治委員

漏水というのは、いろいろなその状況の中で発生するわけなんですけれども、それこそ藤崎町の場合は純粋な耐震管が布設されていないという現状は、課長、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

老朽管更新事業を十年ほど前に盛んに行っておりまして、それが耐震基準に当てはまるのかどうかというのはまだ認識をしておりませんが、今三・一一が発生して以来、新しい耐震基準があればですね、それには対応していないと思っております。

○委員長（小野 稔君）

奈良委員。

○奈良完治委員

その当時はそれで当然よかったと私もそれは思っています。ただ、阪神・淡路大震災以来、水道事業の本管に関しては、耐震化が求められ、近郊では弘前市、その他、NS管が主流になっているわけです。ただ、当町にはまだ耐震管、NS管は入っていないはずですので、それと、今県道、それから町道久井名館、おそらくこれ全部VP管だと思うんですけども、やはりその辺、もう少し、この間東北のほうの大震災もありましたんで、町のほうでも耐震化に備えた災害に強いこの水道管布設事業、まだそれこそかなり借金のほうも残っていると思いますけれども、それこそ震災に遭った場合大変なことになりますので、その辺、計画のほうをよろしく願っていたしまして、質問を終わらせていただきます。

○委員長（小野 稔君）

答弁は要らないですか。

○奈良完治委員

一応答弁をいただきます。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

ご指摘はごもっともでありまして、今上下水道課のほうではですね、配水池、あれはずいぶん三十年ほど経過しておりますので、あの辺も非常に危ないのではないかと考えておるんですけれども、ただですね。やるにしても、やはり財政的なもの、そういうものもございますので、早期にですね、水道ビジョンなるものを策定しましてですね、やった場合どのくらいかかるのかというものの計画を策定したいと。その計画に基づいて今後その更新事業をですね、検討していきたいと思っております。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑は。浅利委員。

○浅利直志委員

水の専門家が聞いたので、私がとやかく言うまでもないのですけれども、ぜひ課長、今言ったことをですね、やってほしいと思います。つまり、水道ビジョンという言い方をしていましたけれども、この耐震管というのは、値段が高い。今までも借金が多いのにさらにまたこれを一律にやるということはですね、大変なまた財政負担を生むと。現在違う集排だとかで、大変な状態なわけでありましてですね、でも、今言ったように、部分的に危ないところはどこなのかというような箇所をですね、やっぱり今までの携わった人も含めて、年度、経過年数、それから私の久井名館も本管の部分が破裂しましたけれども、県道の五林平のそれもうちのほうの倍もかかっていますよね。危ないと思われるところをですね、想定する作業、これをですね、むったど課長がかわるような状態では困りますけれども、それを引き継いでいくようなですね、ことをですね、やっていってですね、年次計画で早い話がわんつかずつでも危険な箇所を埋めていくというようなことをぜひですね、やっていただきたいということを専門家とともに素人の私も要求しておきたいと思います。

具体的な質問ですけれども、この漏水にかかわってですね、この起きてから破れてから補修する。補修にもそれなりにかかるんでしょう、五百万円から七百万円ぐらいかかるんでしょうけれども、何か前に聞いた話だばね、危ないと思われると

ころを何だか検査する水道で、下水道じゃなくてね、水道も検査するあれがあるんだという、そういう技術を持っている会社なり、それがあつたんだという漏水ですね、漏水対策の。それが予算執行上はなんにもないんですね、工事のためにはやつてはいるんですけども、要望というか、聴診器を当ててみるというか、そういうようなことはできないものなんでしょうか。

また、現在やられているんでしょうか。その辺、ちょっとお聞きして最後にしたいと思います。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

ただいまご指摘のですね、漏水検査は行つておりません。これは多分都市部のほうでは多分やつてはいると思うんですけども、これは費用対効果を考えますとですね、年間一千万円、二千万円かけてですね、そこまでやる必要があるのかなというところもありまして、いや、専門の職員がいてですね、耳を当てて、聴診器みたいなのを当てて判断できればいいんですけども、そういった職員もございませんので、全て委託料、そうなりますと、年間二千万円も三千万円もかけてやるというのはちょっと財政的には無理かなと思つております。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よつて、議案第六十一号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第六十二号平成二十三年度藤崎町農業集落排水事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

決算の説明をお願いします。上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

それでは、議案第六十二号平成二十三年度藤崎町農業集落排水事業会計決算の概要についてご説明いたします。

決算書の三百六十四ページをお開きください。

農業集落排水事業の汚水処理及び汚泥処分の業務量からご説明いたします。

平成二十三年度の処理区域内人口は七千九百三十九人、うち加入人口である水洗便所設置済み人口が五千三百三十一人で、接続率は六七・一％となったものであります。

そこで、決算書三百六十二ページをお開きください。

下水道接続（人口）の状況表で、処理区域別の接続率を掲載しておりますが、全ての処理区は共用開始して三年以上経過しておりますが、平均接続率がいまだ六七・一％と低水準になっております。監査委員からの決算審査意見書にもありますように、農業集落排水事業の健全経営のため、この加入促進、つまり下水道本管への接続をいかに高めていくかが大きな経営課題と考えております。

決算書の三百六十四ページに戻りまして、排出汚水量総量は対前年度比一千七百三十四立方メートル減の四十七万四千九百五十五立方メートルとなり、年間有収水量も対前年度比五千二百四十七立方メートル減の四十六万一千二百九十三立方メートルとなったものであります。また、当町は汚泥の農地還元を行う循環型社会を目指し、発生汚泥の堆肥化を進めておりますが、発生汚泥量は、対前年度比一二・九％減の二千二百九十二・四立方メートル、発生ケーキ量は対前年度比六十・四立方メートル減の百二・七立方メートルとなったものであります。

次に、農業集落排水事業の経営収支状況をご説明するに当たり、地方公営企業会計の財務諸表等の決算額は、消費税抜きでの決算額を使用することから、事前に配付しております平成二十三年度藤崎町公営企業決算書説明資料をもってご説明いたします。

それでは、配付資料の五ページの平成二十三年度決算農業集落排水事業の収益に関する資料をお開きください。

農業集落排水事業の収益的収入及び支出の執行状況からご説明いたします。

まず、収益であります。第一款集排事業収益は二億四千八百万一千六百三十三円となっております。第一項営業収益一億六百九十五万一千六百九十八円のうち、第一目集排使用料は八千九百五十四万五千九百二十六円であり、また、第二目雨水処理負担金は雨水処理に要する資本費に相当する額として、一般会計からの繰入金一千七百二十七万四千円であります。第三目その他営業収益十三万一千七百七十二円のうち、手数料は九万六千円で、検査手数料であります。第二項営業外収益一億四千百四万九千九百三十五円は、分流式下水道等に要する経費など、地方公営企業繰出金基準に基づき、繰り入れられた一般会計からの基準内繰入金及び基準外繰入金の合計額一億四千百三万四千円などであります。

それでは、配付資料六ページの農業集落排水事業の費用に関する資料をお開きください。

まず、第一款集排事業費用は二億四千百六十三万三千五百六十一円となっております。第一項営業費用一億六千九百九十五万七百二十八円のうち、第一目管渠費は九百八十九万二千四百二十二円で、これは町内に三十三カ所ある農業集落排水関連マンホールポンプ場に係る諸経費であります。その主なものとしては、委託料五百五万六千円、これは汚水管清掃業務やマンホールポンプ維持管理業務等の委託料であり、修繕費百三十一万五千五百円、これはマンホールポンプ通報装置、バッテリー修繕やマンホールポンプ等の修繕費であります。次に、第二目処理場費は、三千八百七十七万八千四百四十二円で、これは町内に七カ所ある処理場にかかわる諸経費であります。その主なものとしては、委託料一千四百十二万六千四百七十二円、これは各処理場施設維持管理業務や水質検査業務等の委託料であり、手数料六百九万二千五百九十二円、これは汚泥収集運搬や脱水汚泥運搬処分等の手数料であります。また、修繕費二百九十五万五千八百一十一円、これは常盤地区処理場放流ポンプ、水木地区処理場脱離液電動弁、中野目地区処理場自動荒目スクリーン等の修繕費であります。

配付資料の七ページであります。第三目総係費が一千九百四十八万九千八百七十三円となっており、その主なものは、給料、手当、法定福利費の合計額であります。人件費が一千七百二十五万三千二百五十二円、負担金の百四十五万九千五百六十七円で、これは飯田・林崎処理施設維持管理費負担金等であります。第四目減価償却費は、建物等の有形固定資産減価償

却費と無形固定資産減価償却費の合計額が一億百七十九万七千五百九十一円となったものであります。次に、第二項営業外費用であります。これは財政融資資金等の企業債利息が七千五十四万七千九百九十五円と、水道事業からの借入金残高一億八百七十万円に対する平成二十三年度分の利息八十万三千四百七十九円の合計額が七千百三十五万一千四百七十四円となったものであります。また、第三項特別損失三十三万一千三百五十九円であります。死亡、住所不明及び破産で徴収不納となった過年度分の集排使用料を不納欠損として処分し、簿外管理とした額であります。

決算書の三百五十六ページをお開きください。

ただいまご説明した収益的収支に基づき、最終的に発生した利益、あるいは損失を明らかにし、利益、あるいは損失が生み出された経緯を把握するために作成されるものが損益計算書であり、いわば平成二十三年度の農業集落排水事業経営の成績表であります。これは地方公営企業法第三十条第七項により作成が義務づけられている財務諸表の一つであります。

それでは、営業損益からご説明いたします。

本業の営業収益から営業費用を差し引いた営業損益では六千二百九十九万九千三十円の営業損失となりましたが、その営業損失に営業外収益を加え、さらに営業外費用を差し引いた額、つまり経常損益では六百六十九万九千四百三十一円の経常利益を計上したものであります。ただし、先ほどご説明しましたように、特別損失といたしまして平成二十三年度は三十三万一千三百五十九円の過年度修正損、つまり不納欠損額を計上しておりますので、平成二十三年度の純利益が六百三十六万八千七十二円となったものであります。ただし、農業集落排水事業会計の前年度繰越欠損金が二億九千二十四万三千四百四十一円でしたので、当年度の純利益六百三十六万八千七十二円はこの欠損金に全額充当することになります。充当後の未処理欠損金は二億八千三百八十七万五千三百六十九円となり、これは繰越欠損金として翌年度に繰り越すことになります。

資本的収入及び支出の予算執行状況についてご説明いたします。

配付資料の八ページの農業集落排水事業・資本的収支説明資料をお開きください。

資本的収入支出の収入であります。第一款資本的収入の決算額は九千四百三十七万九千円で、その内訳としましては、

第一項企業債は常盤地区処理施設機能強化事業に係る下水道事業債一千四百四十万円と減価償却期間と起債償還期間とのかい離を補填する資本費平準化債三千五百万円の合計額が四千九百四十万円となったものであります。第二項出資金の三千五十万四千円、これは一般会計から繰り入れられた農業集落排水の地方債償還元金に係る繰入金であり、第三項補助金一千四百四十七万五千円は、常盤地区処理施設機能強化事業に係る国庫補助金であります。

次に、支出であります。第一款資本的支出は一億九千三百二十七万三千七百六十二円で、その内訳としましては、第一項建設改良費二千八百九十五万円、これは常盤地区処理施設機能強化事業費であります。第二項企業債償還金一億六千三百一十一万七千六百六十二円、第三項他会計借入金償還金三百二万二千元は、水道事業会計からの貸付金残高一億八百七十万円に対する元金償還金であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額九千八百八十九万四千七百六十二円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金で補填しております。

次に、藤崎町農業集落排水事業貸借対照表をご説明いたします。

決算書の三百六十ページ、三百六十一ページをお開きください。

貸借対照表とは、三月三十一日時点における企業の財産の状況をあらわしたもので、地方公営企業法第三十条第七項で作成が義務づけられているものであります。貸借対照表のうち、三百六十ページの資産では、いわば企業のお金の使い道、つまり資金の使途をあらわしており、有形固定資産と無形固定資産の合計額であります固定資産合計が七十一億七千四百十三万六千八百九十六円、現金、預金、未収金の合計額であります流動資産合計が六千十萬六千五百四十六円であり、資産合計は七十二億三千四百二十四万三千四百四十二円となったものであります。貸借対照表のうち、三百六十一ページは企業のお金の出どころ、つまり資金の源泉をあらわしており、負債の部では企業債と他会計借入金であります固定負債合計が三億三千六十四万四千十六円、未払金であります流動負債合計が二千九十九万九千七百五十二円で、負債合計は三億五千百六十四万三千七百六十八円となっております。また、資本の部（一）自己資本金と（二）借入資本金の合計額であります資本金合

計が六十九億八千二百二十三万八千二百五十七円、国庫補助金などの資本剰余金と欠損金の合計であります剰余金合計は九千九百六十三万八千五百八十三円の欠損となったものであり、その結果、資本合計が六十八億八千二百五十九万九千六百七十四円となったものであります。よって、借り方の資産合計と貸し方の負債資本合計が七十二億三千四百二十四万三千四百二十二円で一致するものであります。この貸借対照表の決算数値は企業の収益性、安全性、効率性を確認し、経営方針決定のための経営分析を行うための材料とするものであります。具体的にその一例を示すため、決算書三百七十六ページをお開きください。

農業集落排水事業経営指標一覧表の左側、財務状況の健全性の下から四番目、自己資本構成比率をごらんください。

この指標は負債と資本の合計額であります総資本費割る自己資本の割合を示しており、財務状態の長期的な安全性の見方として資本構成がどのようになっているかを見る重要な指標であります。下水道施設等の建設の大部分を借入資本金である企業債によって調達していることから、自己資本構成比率は低くなる傾向となりますが、事業経営の安定のためには、この指標を高めていく必要があります。藤崎町の平成二十三年度の指標は五四・八％で、前年度より若干高くなっており、他の類似している団体とは同程度で悪い数値とはなっておりません。しかし、今後の農業集落排水施設更新事業等により、借入資本金がふえ、自己資本構成比率が悪化することも考えられますので、引き続き安定した経営を確保するためには、利益剰余金を原資とした資本造成によって、さらに資本構成比率を高めていく必要があります。

次に、企業債残高について若干ご説明いたします。

決算書の三百六十六ページをお開きください。

企業債及び一時借入金の概況、（ロ）企業債の現在高の一覧表をごらんください。

先ほど資本的収支でご説明しましたように、本年度借入高が四千九百四十万円、本年度の償還額が一億六千百三十万一千七百六十二円であったことから、平成二十三年末の企業債未償還残高は三十一億四千五百六十三万七千五百十四円となったものであります。

以上をもちまして、平成二十三年度藤崎町農業集落排水事業会計決算の概要の説明を終わらせていただきます。

○委員長（小野 稔君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

最後は経営指標についての説明があったんですが、その前の貸借対照表でですね、この資産の部の流動資産、この中に未収金が二千一万、二千万円になっています。未収金、流動資産、三百六十ページです。本職、決算書の三百六十ページの。この二千万円となっておるんですけども、未収金。この未収金というのは、集落排水事業にかかわる利用者の負担金という意味だけではないんだとは思うんですけども、具体的に、三月三十一日で締めちゃうわけですよ。その時点での未収金というのは、これは何なんでしょう、二千万というのは。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

ただいまご指摘ありましたように、この未収金はですね、主なものはですね、常盤地区の機能強化のですね、国庫補助金が三月三十一日現在ではまだ入金しておりませんでした。その分とですね、集排の使用料のですね、未収金をですね、五百五十三万円ほど含まれております。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

そうすると、その中にいわゆる集排の三月三十一日まで請求はして、あるいは納付する義務があるけれども、四月、五月

にずれ込んだものが二千万のうち、五百万円ほどあるんだというふうに理解したんですけれども、よろしいんですか。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

今その五百五十万円の額は、これは三月三十一日時点におけるですね、各年度の未収金の集計額が五百五十万円ほどになっております。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

ちょっと話が大きくなると思うんですけれども、よろしいですか。この機会です。

要は、最終的なところは他会計からの補助金で何とか今年度も利益を出していると。しかしながらですね、財務諸表を見れば、営業損失のところでは数千万円、六千万円の赤字があるという形に今年度もなっているんですよ。多分私が想像するには、慢性的な赤字で、こうずっと来ているのかなという感じしているんですよ。一番先に聞きたいのは、要は、我が藤崎町の農業集落排水の事業の中でのその慢性的な赤字の原因のところの主たるものの問題点というのは何なのかというの、行政サイドでは捉えているものなんですか。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

ただいまの質問の中ではですね、資料の五ページにもありますように、基準外繰入金が集排の場合三千六百五十六万四千円、これが一応基準外繰入金として捉えている額でありまして、この額がやっぱりないとですね、集排はちょっともって

かないと。その主たる原因は何かということでありましてけれども、先ほどもご説明しましたようにですね、三百六十二ページをお開きください。ここは、その表にはですね、下水道接続（人口）の状況と。集排の早い時期にはですね、共用開始したのは平成の初めのころ、かれこれ二十年以上もたっているわけですがけれども、それでもまだ六七・一％の接続率だということで、決算統計によりましてですね、集排の総投資額、これは九十五億円もかけているわけですよ。九十五億円のうち半分は補助金だとしても、あと半分は借金、この借金返済のためにやはりこの接続率をですね、上げていかないうちは回収はできないのではないかと考えております。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

当農業集落排水の事業に関しては、設備投資はしているんだと、町ではと。しかしながら、加入率の関係でこういう財政状況になっているんだという問題点が今浮き彫りになるわけですね。じゃあ問題はそこに出てくるわけですから、じゃあ今までも多分行政サイドとして、加入率の促進を試みてきたと思うんですよ。今までのやってきたことも踏まえながら、じゃあこれからその加入率を増加するための具体的な施策というんですか、いきなり例えば十％上げるとか、二〇％上げるんじゃないくて、その行政サイドとして、今年度は何％の加入率まで上げるんだと。例えば、今お話になった六八％なんだば七〇％まで持っていくんだとか、七三％までを目標にして、それに向かってどういう行動をしていくんだかという、その行動計画というのは今現在はあるものですか。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

この六七・一％、これは決して高い数値ではございません。三百七十六ページのですね、その経営指標一覧表を見てもわ

かりますようにですね、そこで上から五番目、水洗化率、これは他の類団は八〇・六%なわけですよ。ただ、当町においては二十年以上を経過してもですね、六七・一%と低い水準にあると。しからば、これからどうしていくかということでもありますので、これは集排の処理区の中にはですね、単独浄化槽とかですね、合併浄化槽をつけているんですけども、それを本管につないでない家庭が随分あるようです。というのは、農業集落排水の処理施設の中ではですね、単独浄化槽をつけている家庭がですね、二百三十九戸、合併浄化槽をつけている家庭が十四戸、合わせればですね、二百五十三戸、八百七十二人いると推計されております。この八百七十二人、二百五十三戸のですね、世帯をこれからどう本管につないでいただけるのかなと。そこの辺で課内で協議しましてですね、引き続き努力していきたいと考えております。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

現実問題として、これは財務諸表ですから、いろいろな見方が捉えられてきます。なぜ私、これを取り上げたかということ、もう皆さんご存じのように、各自治体において財政健全化指数の中で、もうこの特別会計、もしくは公営企業の会計も、その指数の一部になってきているわけですよ。ですから、何ぼ一般会計の中で出ても、やっぱり特別会計のほうのところですね、やっぱり業績が悪いと、やっぱり数字的に上がってこない。

それともう一つは、じゃあ今の農業集落排水だけの問題点を捉えた段階において、今の現状でいいんだかというところも財務諸表の中に出てきているわけですよ。ですから、当然、売り上げふやすか、経費節減するかという部分はあると思います。しかしながら、今の現状の指数でいくと、私は経費部分に関しては、要は経費というのは原価も含めてですよ。見ていけばこの三百七十六ページのこの指数を見ていけば、原価及び経費というのはほかの自治体からみても、そんなに割合は高くないはずだと。問題は共有していますけれども、要は加入率が低いので、当然収益が低くなると。なので、財務諸表の中では経常的な損失が出てきているんだというところだと思うので、ぜひとも、私、ここでお願いしたいのは、そのこのとこ

ろをですね、ちょっと何というんですか、これは町長も含めてお願いになりますけれども、ちょっとこう短期間のところですね、例えば三年とか、五年とかのスパンを設けながら、この加入率を上げる何というんですか、政策というのが、私は必要だと思うので、その辺の検討をですね、ぜひしていただきたいなというので、お願いしたいと思っております、私の要望にいたします。

○鶴賀谷 貴委員

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

加入率の問題は鶴賀谷議員が取り上げてもいたんですけれども、この集落下水道の表記の貸借対照表も説明していただき、表記のところにですね、下水道接続率、接続の状況というのを一覧表にしておりますね。これも改善されたことでございます。前向きなことで大変いいんじゃないかなと思っております。前はちっちゃく書いているんですよ。上の例えば私の出身の久井名館というのは六七・八、六〇%からなかなか七割超えないというか、そういう状況もあるんですけれども、さまざまな施策もあるんだろうと思っておりますけれども、いわゆる少なくとも七割を超えるような取り組みをするためには、加入の新しいところをもっとふやしていくとか、そういうさまざまな取り組み、あるいはまた、何ですか、生活雑排水だけでも加入してもらおうとか、さまざまな取り組みが必要なんだろうけれども、そういうのは検討しているみたいだけれども、問題はですね、そういう対話というか、話っこというか、そういうのがないとですね、進まないんですよ、このどこの地域でもそうだろうと思っておりますけれども、この藤崎地域でも、ですから、具体的には町内会の総会だとか、そういうときあるんですね、もちろん広報に書くのは書くんでしょうけれども、そういうときに直接ですね、職員が手分けするなり、必要ならば、総務課も応援するとか、そういうことを含めてですね、それを何か企業からのみんな責任だというのじゃなくて、庁舎一体でですね、税金の徴収を上げるためにもやっていますよね。それと同じようなことをですね、ぜひ取り組んでいただきたいのは要望ですので、取り組むつもりがありますかお聞きいたします。

○委員長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

先ほど鶴賀谷委員からもおなじお話をいただきまして、鶴賀谷委員は要望にとどめておきましたけれども、今浅利委員からは改めて同様のご質疑ありました。そしてまた、ご指摘もありました。全庁取り組みながらですね、担当は上下水道課でございますけれども、とにかくきれいな水に還元して、川にまた流すということも含めながら、健全な経営改善を図りつつですね、今年度中にできれば担当課中心に、横の連絡をとりながら、次年度からはこういう対策をして、こうやっていくというようなことで鋭意努力していきたいと、そういう思いでございます。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

質疑ではないんですけれども、要望です。三百六十二ページのですね、下水道接続人口の状況、加入率という、これも町内別に出て、中野目というのは中野目地区だと思うんですよね。これ、柏木堰も入ってですね。そういうようなことだと思うんですけれども、中野目地区とかですね。それから、以前はですね、加入戸数というのも書いているんですよ。でも私は三で割れば大体出るのかなと思う、加入人口というふうになっていますけれども、この中にですね、一項加入戸数もですね、加えていただいて、そうすれば、うちは七十五だとか、八十だとか、大体議員の皆さんも地元の意向も代表しているわけですので、この加入戸数もですね、この何もこれ簡単につくれると思いますので、つくっていただきたいなと思っております。要望です。

○鶴賀谷 貴委員

ほかに質疑ありませんか。（「なしの声あり」質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから本案を採決します。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十二号は認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。十二時までは終わると思いますので、二十五分まで休憩いたします。

休 憩 午前十一時十五分

再 開 午前十一時二十四分

○委員長（小野 稔君）

皆さんにお願いがあります。

時間は二十五分に定めましたが、おくれしてきた方々、次回からはこういうことのないようにお願いします。

次に、議案第六十三号平成二十三年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

決算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

それでは、議案第六十三号平成二十三年度藤崎町下水道事業会計決算の概要についてご説明いたします。

決算書の三百九十五ページをお開きください。

下水道事業の汚水処理の業務量からご説明いたします。

平成二十三年度の処理区域内人口は、七千五百七十一人のうち、加入人口である水洗便所設置人口が五千四百二十六人で、接続率は七一・七%となったものであります。

そこで、前のページの決算書の三百九十四ページをごらんください。

下水道接続（人口）の状況表で、処理区域別の接続率を掲載しておりますが、藤崎処理区、常盤処理区とも共用開始して三年以上経過しておりますが、平均接続率がいまだ七一・七％と、低水準となっております。監査委員からの決算審査意見書にもありますように、下水道事業の健全経営のため、利用者の普及、つまり接続率の向上が大きな経営課題であると考えております。

決算書の三百九十五ページに戻りまして、排水汚水量総量は、対前年度比八百四十二立方メートル増の五十三万二千八百七十立方メートルとなり、年間有収水量は対前年度比六千四百四十二立方メートル減の四十六万一千四百三十九立方メートルとなったものであります。

次に、下水道事業の経営収支状況をご説明するに当たり、地方公営企業の財務諸表等の決算額は、消費税抜きでの決算額を使用することから、事前に配付しております平成二十三年度藤崎町公営企業決算書説明資料をもってご説明いたします。

下水道事業の収益的収入及び支出の予算執行状況からご説明いたします。

配付資料の九ページをお開きください。

まず、収益であります。第一款下水道事業収益は二億一千五百九万五千百十五円となったものであります。第一項営業収益一億六百万二千九百三十円のうち、第一目下水道使用料は八千六百八十七万六千二百八十九円であり、また第二目雨水処理負担金は雨水処理に要する資本費に相当する額として一般会計からの繰入金一千五百四十九万五千円であります。第三目その他営業収益三百八十三万四千六百四十一円のうち、手数料は五十五万五千円で、その主なものは検査手数料であり、雑収入は三百二十七万九千六百四十一円で、その主なものは平成二十二年度分岩木川流域下水道維持管理費負担金の精算還付金であります。

第二項営業外収益一億八百八十八万九千八百八十五円の主なものは、分流式下水道等に要する経費など、地方公営企業繰出金基準に基づき、繰り入れられた一般会計からの基準内繰入金及び規格外繰入金の補助金であります。

配付資料十ページをお開きください。

次に、費用であります。第一款下水道事業費用は二億八百十三万一千九百二十円となっております。第一項営業費用一億三千六百八十一万九百十一円のうち、第一目管渠費五百七十二万六千二百十八円は、町内に十五カ所ある公共下水道関連マンホールポンプ場に係る諸経費であります。その主なものとしては、委託料三百二十一万三千七百円、これは汚水管清掃業務やマンホールポンプ及び配電盤点検業務、マンホールポンプ維持管理業務等の委託料であり、修繕費九十五万四千八百円、これは村井機場マンホールポンプ場のポンプ等の修繕費であります。第二目総係費は四千八百二十八万四千八百八十八円となっております。その主なものは、給料、手当、法定福利費の合計額であります。人件費が一千四百六十六万一千九百二十八円、負担金三千二百八十一万八千九百九十一円の岩木川流域下水道維持管理費負担金等であります。

配付資料十一ページの第三目減価償却費は建物等の有形固定資産減価償却費と無形固定資産減価償却費の合計額が八千二百七十九万九千八百五円となっております。次に、第二項営業外費用であります。これは財政融資資金等の企業債利息が七千二百一十一万四千五百四円あります。第三項特別損失十万六千五百五円あります。住所不明で徴収不納となった過年度分の下水道使用料を不納欠損として処分し、簿外管理とした額であります。

決算書の三百八十八ページをお開きください。

ただいまご説明した収益的収支に基づき、最終的に発生した利益、あるいは損失を明らかにし、利益、あるいは損失が生み出された経緯を把握するために作成されるものが損益計算書であり、いわば平成二十三年度の下水道事業経営の成績表であります。これは地方公営企業法第三十条第七項により作成が義務づけられている財務諸表の一つであります。

それでは、営業損益からご説明いたします。

本業の営業収益から営業費用を差し引いた営業損益では、三千六十万四千九百八十一円の営業損失となりましたが、その営業損失に営業外費用を加え、さらに営業外費用を差し引いた額、つまり経常損益では七百六万九千七百円の計上利益を計上したものであります。ただし、先ほどご説明しましたように、特別損失として平成二十三年度は十万六千五百五円の過年度修正損、つまり不納欠損額を計上しておりますので、平成二十三年度の純利益は六百九十六万三千百九十五円となっております。

のであります。ただし、下水道事業会計の前年度繰越欠損金が四百五十九万七千九百九十円でしたので、その純利益で繰越欠損金を埋めた後の当年度未処分利益剰余金が二百三十七万二千四百五円となるものであります。

次に、決算書三百九十ページをお開きください。

三百九十ページの下側の平成二十三年度藤崎町下水道事業剰余金処分計算書についてご説明いたします。

平成二十三年度藤崎町下水道事業剰余金処分計算書の右側の欄、未処分利益剰余金の欄をごらんください。

ただいまご説明した当年度未処分剰余金二百三十七万二千四百五円は、条例第二条による処分量、つまり藤崎町公営企業会計の剰余金の処分等に関する条例第二条により、次年度以降の企業債償還に充当するため、減債積立金に積み立てするものであります。その結果、未処分利益剰余金はゼロ円、繰越利益剰余金もゼロ円となるものであります。

資本的収入及び収支の予算執行状況についてご説明いたします。

配付資料の十二ページをお開きください。

資本的収入支出の収入であります、第一款資本的収入の決算額は一億二千百一十一万七千円で、第一項企業債九千二百九十万円、その内訳は岩木川流域下水道建設負担分の下水道債が百四十万円、下水道事業に係る地方財政措置の変更に伴い発行が許可される特別措置分の下水道債が一千三百五十万円、減価償却期間と起債償還期間とのかい離を補填する資本費平準化債が七千八百万円であります。第二項出資金の二千八百二十一万七千円、これは地方公営企業繰り出し基準に基づく一般会計から繰り入れられるべき地方債償還分を出資金として繰り入れしたものであります。

次に、支出であります、第一款資本的支出は二億一千三百七十六万六千二百七十四円で、第一項建設改良費は岩木川流域下水道建設負担金百四十四万円と、第二項企業債償還金二億一千二百三十二万六千二百七十四円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額九千二百六十四万九千二百七十四円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、藤崎町下水道事業貸借対照表をご説明いたします。

決算書の三百九十二、三百九十三ページをお開きください。

貸借対照表とは、三月三十一日時点における企業の財産の状況をあらわしたもので、地方公営企業法第三十条第七項で作成が義務づけられているものであります。貸借対照表のうち三百九十二ページの資産の部は、いわば企業のお金の使い道、つまり資金の用途をあらわしており、有形固定資産と無形固定資産の合計額の固定資産合計が六十億七千五百八十二万二千七百二十一円、現金、預金、未収金の合計額であります流動資産合計が二千四百五十二万八千三百四十円であり、資産合計は六十一億三十五万一千六十一円となったものであります。

貸借対照表のうち三百九十三ページには、企業のお金の出どころ、つまり資金の源泉をあらわしており、負債の部では企業債であります固定負債合計が六億五千百六十一万四千六百二十五円、未払金であります流動負債合計が二百七十五万九千九百四円となっており、負債合計は六億五千四百三十七万四千五百二十九円となったものであります。

資本の部では、（一）自己資本金と（二）借入れ資本金の合計額であります資本金合計が五十四億三千四百七十二万八千九百七十七円、国庫補助金などの資本剰余金と当年度未処分利益剰余金を含む利益の蓄積であります利益剰余金との合計額剰余金合計は一千百二十四万七千五百五十五円となったものであり、その結果、資本金と剰余金の合計額の資本合計が五十四億四千五百九十七万六千五百三十二円となったものであります。よって、借り方の資本合計と貸し方の負債資本合計は六十一億三十五万一千六十一円で一致するものであります。この貸借対照表の決算数値は企業の収益性、安全性、効率性を確認し、経営方針決定のための経営分析を行うための材料とするものであります。具体的にその一例を示すため、決算書四百十ページをお開きください。

下水道事業経営指標一覧表の左側、財務状況の健全性の下から三番目、固定資産対長期資本比率をごらんください。

この指標は、先ほど農業集落排水事業で説明した自己資本構成比率と同様、事業の固定的長期的安全性を見る指標であり、長期的に拘束される固定資産がどの程度返済期限のない自己資本や長期に活用可能な固定負債及び長期借入金によって調達されているかを見る指標であります。この比率は常に一〇〇%以下で、かつ低いことが望ましいとされております。藤崎町

の平成二十三年度の指標は九九・六％となっており、他の類似している団体とは同程度で、事業の安全性が確保されていると言えます。もし、仮に一〇〇％を上回っている場合には、固定資産の一部が一時借入金等の流動負債で固定資産を取得していることが考えられ、不良債務発生の原因となる危険性があることを示しております。

次に、企業債残高について若干ご説明いたします。

決算書三百九十七ページをお開きください。

企業債及び一時借入金の状況（ロ）企業債の現在高の一覧表をごらんください。

先ほど資本的収支でご説明しましたように、本年度借入高が九千二百九十万円、本年度の償還額が二億一千二百三十二万六千二百七十四円であったことから、平成二十三年末の企業債未償還残高は三十一億七千五百五十万七千四百九十一円となったものであります。

以上をもちまして、平成二十三年度藤崎町下水道事業会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

○委員長（小野 稔君）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方、浅利委員。

○浅利直志委員

下水道も未償還残高が三十一億円もあるんだなというのを今改めて思ったのですけれども、それにこの先ほど課長が説明なされましたですね、今説明されました三十一億七千万円ほどあるんだということで、その中で資本費平準化債ということで、早い話、平準化して、返しやすくしていくという債権だと思うのですけれども、この資本費平準化債ってどういうものなのかということと。

金融機関は、つがる弘前農協が利息が安いので借りているのかなと思っておるのですけれども、どういうふうにして、つがる弘前農協だとか、選抜、選択していらっしゃるのかということについてお聞きいたします。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

まず、資本費平準化債の話ですけれども、資本費平準化債というのは先ほども説明しましたようにですね、固定資産の償却期間と起債の償還期限がですね、若干ずれてございます。例えばですね、減価償却期間が四十年のものに対して、起債の償還期限が三十年、この十年間ですね、ちょっと多目に払っている分をですね、起債を借りまして、その起債分については後年度に負担していただくと。要するに世代間ですね、負担をですね、公平にしようとする起債でございます。

もう一点、資本費平準化債をつがる弘前農協から借りていると。〇・七三%、ことしはですね、特別措置分と資本費平準化債を大体二つ合わせればですね、大体ですけれども、これはですね町内にある金融機関、青森銀行、東奥信用金庫、農協さん二つ、この二つをですね、入札を行いましてですね、決定しております。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

十二時も近いので、これで私は終わりたいと思っておりますけれども、ほかの人はどんどん十二時まで質問していただきたいと思います。ほかの人は今日はしなくてもいいという声もあるようですけれども……。

この際なので、私も聞いておきたいと思って、初歩的で、また原則的なことなんですけれども、説明の中に……、説明資料ですね。この中でですね、九ページですね。他会計補助金一億八百八十八万円だと。うち基準内繰入金九千七百七十九万円、基準外繰入金、企業会計上の基準外だということなんですけれども、一千八百万円、農集排から見れば半分という感じですが、この基準内というのはですね、どういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。償還する元金、利息、その他、そこ基準内繰入金の内訳をですね、大ざっぱな意味でもいいですので、正確に私も理解していないので、お知らせしていただきたいなと思います。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

ご説明いたします。

基準内繰入金というのは総務省から発表されています地方公営企業繰出金基準というような通知がございまして、それにとってですね、一般会計から繰り入れているものでございます。若干その内訳をちょっと羅列してみますとですね、高資本対策経費として二千七百九十九万五千円、臨時財政特例債等として二千四百五千円、普及特別対策等に要する経費として九十九万四千円、流域下水道の建設に要する経費五十六万五千円、分流式下水道等に要する経費五千七百二十八万一千円、特別措置分として一千百九十七万円、子ども手当に要する経費一万円、基礎年金拠出金公的負担経費として三十四万八千円と。具体的に言えばこうなるんですけれども、実際はですね、一般会計のですね、普通交付税、あるいは特別交付税の中にですね、下水道分ということで財政措置されております。その分をですね、一般会計からもらうというのが結局は基準内繰入金となっております。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。吉村委員。吉村さん、どうぞ。

○吉村忠男委員

先ほどから、下水道関係のやり取りを聞いておりますと、加入率が低いのがやっぱり原因だと私も思っておりますけれども、農排も公共も加入率が高ければ高いほど事業運営もいいと思っておりますけれども、最低ラインといたしましてどのくらいの加入率があれば、円滑な運営をできるものと思っておりますか。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

明確なですね、水準というものはまだ算出しておりません。ただですね、やはり今ご説明した九ページにもありますようにですね、当然ながら基準外繰入金一千八百万円とか、あるいはまた農業集落排水でも基準外が三千数百万円ありますので、この分をぜひとも加入率を上げて、ゼロにしていきたいと。一般会計から基準外繰入金を入れるということはですね、一般会計側からすれば、その分、道路等の整備がですね、できないというふうな解釈にもなりますので、ぜひともその辺はですね、加入率を上げて、独立採算を目指していきたいと考えております。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

はっきりしたパーセントは出ないと思いますけれども、大体加入率どのぐらい、今農排が六七・一％、それから公共が七一％ぐらいですか。これをどのぐらい上げていった場合ある程度の運営を円滑にできるものですか。

○委員長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

それでは、決算書のページとしては四百十ページを見ていただきたいんですけども、これは二十二年度の類団、四百十ページ、上から一、二、三、四、五番目、水洗化率があるわけですけども、これ、藤崎町と似たような団体の大体平均の水洗化率が八一・二％、それに比較して大体藤崎町は十ポイントほど下がっておりますので、この一〇％を補填するほどのですね、普及率にしていきたい。

一方、同じように三百七十六ページのですね、経営指標一覧表を見ますと、類団では、大体その上から五番目の水洗化率がですね、八〇・六％になっております。藤崎町は六七・一％ですので、大分二十ポイントはないんですけども、十三ポ

イントほど低いので、この辺が大体の目安かなと考えております。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

先ほど後ろの浅利委員のほうからも要望されておりますけれども、町内、その他の集会とか、そういう施設で集りがあるたびにできるならば職員を派遣して、この下水道の現況の話なりをしながら、加入率を高めていってほしいと要望して終わります。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決します。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十三号は認定するものと決定いたしました。

以上をもって決算特別委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。今まで議決いたしました本決算に対する決算特別委員会の報告書については、副委員長と本職にご一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の報告書は、副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

二日間にわたり慎重なご審議をいただき大変ご苦労さまでした。

よって、これをもって決算特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時五十一分

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

臨時委員長 野 呂 日出男

委 員 長 小 野 稔